

第5章 地方選挙と住民参加、民願

第5章 地方選挙と住民参加、民願

第1節 住民の権利及び義務と沿革

1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第12条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から均等に役務の提供を受ける権利を有する（地方自治法第13条第1項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員選挙及び地方自治団体の定める選挙に参加する権利を有するとされている（地方自治法第13条第2項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第21条）。

2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体の長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、全ての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体の長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体の長、広域議会議員、広域自治団体の長の選挙が同時に実施され、第1回の全国統一地方選挙となる。なお、この選挙では、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施するため、このときに限り任期を3年とした。したがって、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施された。それから4年後の2002年6月13日には、第3回全国同時地方選挙が実施され、2006年5月31日には、第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表5－1〉 地方選挙の実施状況

区分 実施年度	地方議会議員の選挙			自治団体の長の選挙		
	ソウル市議会	道議会	市邑面議会	ソウル市長	道知事	市邑面長

1952年4月及び5月		第1回	第1回						
1956年8月	第1回	第2回	第2回			第1回			
1960年12月	第2回	第3回	第3回	第1回	第1回	第2回			
1991年3月26日	市道自治区議員選挙			延期					
1991年6月20日	市道議員選挙			延期					
1995年6月27日	広域・基礎議員同時選挙			広域・基礎団体の長同時選挙					
1998年6月4日	第2回全国同時地方選挙実施								
2002年6月13日	第3回全国同時地方選挙実施								
2006年6月31日	第4回全国同時地方選挙実施								
2010年6月2日	第5回全国同時地方選挙実施								
2014年6月4日	第6回全国同時地方選挙実施								
2018年6月13日	第7回全国同時地方選挙実施								

さらには、住民の直接参加の途も開かれるようになってきた。まず、住民投票制（レフアレンダム）は1994年地方自治法改正の際に導入された。しかし、住民投票に関する法律が制定されておらず、住民投票は実施されていなかった。続いて1999年、地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第15条）と住民監査請求権（地方自治法第16条）が認められるようになった。

その後、地方分権推進の過程で2004年に住民投票法が制定され、このほか、住民訴訟制度（地方自治法第17条）、首長・地方議員に対する解職請求（リコール）（地方自治法第20条、住民召還に関する法律）も導入された。

第2節 地方選挙制度

1 現行制度

(1) 選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。なお、大統領及び国会議員の選挙権は外国人には認められていないが、地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権は条件を満たす外国人にも認めている。

- 18歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの
 - ・該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
 - ・国内居所申告人名簿に3か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域に国内居所申告がなされている者
 - ・永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

(公職選挙法第15条第2項)

(2) 被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して 60 日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている 25 歳以上の国民（公職選挙法第 16 条 3 項）

（3）選挙事務管理

中央選挙管理委員会は、国の行政機関や自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠としている。また、中央選挙管理委員会は、職員の採用、配置、昇進管理まで全てを行い、その現地機関として、各自治体単位に選挙管理委員会が設置される。

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙事務の管理は、その各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第 13 条）。選挙管理委員会の組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党員ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する 3 人（裁判官 2 人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者 3 人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は 9 人で、委員任期は 6 年である（選挙管理委員会法第 2 条、第 4 条第 2 項、第 8 条）。

区・市・郡選挙管理委員会の委員は、その区域内に居住する国会議員の選挙権があり、政党員ではない者のうち国会の交渉団体を構成する政党が推薦する人物、裁判官、教育者又は学識と徳望がある者のうち 6 人を市・道選挙管理委員会が委嘱する。定数は 9 人で、委員任期は 6 年である（選挙管理委員会法第 2 条、第 4 条第 2 項、第 8 条）。

〈図表 5－2〉選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体の長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体の長選挙、基礎議会選挙

（4）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 2 項）。

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
 - イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費
 - ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
 - エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
 - オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
 - カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
 - キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の 100 分の 1 に相当する金額
- ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するために必要な経費は国家が負

担することとなっている（公職選挙法第277条第1項）。

（5）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第22条、第23条、第26条）。なお、議員定数については、第4章を参照。

〈図表5－3〉選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体の長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から1名
広域議会選挙	地域選挙区	議員定数は自治区・市・郡数の2倍とする（100分の14の範囲で調整可）。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、1つの選挙区から1名選出（広域市及び道議会の下限19名）。
	比例代表	広域議会議員定数の10／100（端数を1名とし下限3名）
基礎議会選挙	地域選挙区	議員定数は広域団体の総数として公職選挙法別表で定めた範囲内で、公職選挙法第24条に定める自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が画定。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して画定し、1つの選挙区から2名以上4名以下選出（自治区・市・郡議会の下限7名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の10／100（端数を1名とする）

（6）候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第47条、第48条、第49条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付せねばならない。

〈図表5－4〉候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第53条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日90日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・国家公務員・地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党員となれる公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・「公共機関の運営に関する法律」第4条第1項第3号に該当する機関のうち、政府が100分の50以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・「農業協同組合法」・「水産業協同組合法」・「山林組合法」・「葉タバコ生産協同組

- 合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・「地方公企業法」第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
 - ・「政党法」の規定により政党の党員になることができない私立学校教員
 - ・中央選挙管理委員会規則で定められた言論人
 - ・特別法によって設立された国民運動団体として、国又は地方自治団体の出捐・補助を受けている団体（正しい生き方運動協議会・セマウル運動協議会・韓国自由総連盟のことと、市・道組織及び区・市・郡組織を含む。）の代表者

（7）寄託金（公職選挙法第56条、第57条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表5－5〉候補者区分別寄託金

広域自治団体の長	5,000万ウォン
基礎自治団体の長	1,000万ウォン
広域議會議員	300万ウォン
基礎議會議員	200万ウォン

イ 寄託金の返還について

管轄選挙区選挙管理委員会は次の各号による金額を選挙日後30日以内に寄託者に返還する。この場合、返還しないこととなった寄託金は国家又は、地方自治団体に帰属する。

（ア）寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後30日以内）

- ・候補者の当選又は死亡
- ・候補者が有効投票総数の15／100以上を得票した場合

（イ）寄付金の半分が返還される場合

- ・候補者が有効投票総数の10／100以上、15／100未満を得票した場合

（ウ）予備候補者（政党が公職選挙の候補者を推薦するために行う党内予備選挙の候補者として登録された者）が死亡又は公職選挙法第57条の2第2項本文により候補者として登録することができなかった場合には、公職選挙法第60条の2第2項により納付された寄託金全額

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

（1）2005年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第15条）

選挙年齢を19歳に引き下げ、出入国管理法令により永住の在住資格取得日から3年が経過した19歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第47条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の100分の50以上

の女性を公認しなければならず、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第15、16条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して60日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている25歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第59条）

インターネット上のサイト（ホームページ、掲示板、チャットルーム等）への文章や動画の掲示、電子メール・文字メッセージ送信による事前運動を可能にした。

イ 世論調査制度の改善（公職選挙法第96条など）

世論調査結果を歪曲して報道したり、客観的な根拠なく選挙結果を予測する報道をする場合の処罰規定を新設するなど世論調査の客観性・公正性を強化した。

(4) 2015年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 補欠選挙等の選挙日の統一（公職選挙法第35条）

毎年4月と10月の2回実施していた国会議員、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙、地方議会議員の増員選挙を4月の一度にすることで、政局の不確定性の解消と財政負担の軽減を図った。

(5) 2020年1月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙権年齢等の引き下げ（公職選挙法第15条、第60条）

選挙権年齢及び選挙運動可能年齢を18歳以上に調整した。

第3節 直接参政制度

地方自治法では、条例制定・改廃請求（地方自治法第15条）、監査請求（地方自治法第16条）、議員・長等の解職請求権として住民召喚（地方自治法第20条）、住民投票（地方自治法第14条）、住民訴訟（地方自治法第17条）を規定している。

1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の19歳以上の住民（以下この節で「住民」と省略）は、特別・広域市、道と人口50万人以上の大都市には住民総数の100分の1以上70分の1以下、市、郡、及び自治区では、住民総数の50分の1以上20分の1以下の範囲で、住民の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第15条）。

次の事項は、請求対象から除外されている。

(1) 法令に違反する事項

- (2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項
- (3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

2 監査請求権

地方自治団体の19歳以上の住民は、市・道においては500名、人口50万以上の大都市においては300名、その他の市・郡・自治区は200名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。その場合、次の事項は監査請求の対象から除外されている。(地方自治法第16条)

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人的な私生活を侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項。ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遗漏した場合と、地方自治法第17条第1項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く。
- (4) 地方自治法第17条第2項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から60日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならず、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならず、その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

3 住民訴訟（地方自治法第17条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者にする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項が該当し、監査請求を受理した日から60日を過ぎても監査が終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等に、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。(監査請求前置主義)

住民が提起できる訴訟は次のとおりである。

- (1) 当該行為を継続すると回復することが困難な損害を生じる恐れがある場合に、その行為の全部又は一部を中止することを求める訴訟

(2) 行政処分である当該行為の取消若しくは変更を求める訴訟
の確認を求める訴訟

(3) 忘った事実の違法確認を求める訴訟

(4) 当該地方自治団体の長及び職員、地方議会議員、当該行為と関連のある相手方に
損害賠償請求することを要求する訴訟

4 住民召還

(1) 導入背景

- ・1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方選出職の
公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する
方法がないことから、議員・長等の解職請求の必要性が提起された
- ・地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や
独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入につ
いて議論が活発化
- ・2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の課程で、主要政党が住民
召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同
制度の早期導入が求められた

(2) 導入経過

- ・盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進（2003 年
7 月）
- ・地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・地方分権特別法の制定（2004 年 1 月）
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・済州特別自治道において住民召還制をモデル施行（2006 年 7 月 1 日）
済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法
- ・住民召還に関する法律の議員立法の推進（2006 年 5 月 24 日）
3 名の国会議員が 2004～2006 年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、
国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決

(3) 住民召還に関する法律

- ・2006 年 5 月 24 日に改正された地方自治法第 20 条に住民召還制度が規定され
た。地方自治団体の長及び地方議会議員（比例代表地方議会議員は除外する）
を召還する権利を持つ（地方自治法第 20 条第 1 項）。投票請求者・請求要件・
手続及び効力などに関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法
第 20 条第 2 項）。これに基づき 2006 年 5 月に制定され、2007 年 5 月施行され
た法律が住民召還に関する法律である。その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権（住民召還に関する法律第 3 条）

住民召還投票人名簿作成基準日現在、住民召還投票の権利がある者は、以下の 2
種類である。

(ア) 19 才以上の住民で、その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

(公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外)

- (イ) 19 才以上の外国人で、出入国管理法第 10 条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て 3 年が経過したものうち出入国管理法第 34 条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域に外国人登録対象に登載されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

- (ア) 住民召還投票の請求（住民召還に関する法律第 7 条）

- ・特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 10 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 15 以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書で請求できる
- ・地方自治団体の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数 100 分の 20 以上

上記の署名条件に加え、特別市、広域市の長、道知事においては、その地方自治団体の中の 3 分の 1 以上の市、郡、自治区において 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中、また地方議員及び市長、郡守、自治区においては、その選挙区内の邑、面、洞の各住民召還請求権者総数の 10,000 分の 5 以上 1,000 分の 10 以下の範囲の中で大統領令が定める数以上の署名を集める必要がある。

- (イ) 住民召還投票の発議（住民召還に関する法律第 12 条）

管轄選挙管理委員会は 住民召還投票請求が適法だと認める場合は、遅滞なく要旨を公表し、召還請求人代表者及び召還住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から 20 日以内に釈明要旨を提出できる。（住民召還に関する法律第 14 条）管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から 7 日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

- (ウ) 住民召還投票の請求制限期間（住民召還に関する法律第 8 条）

次の何れかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない

- ・任期開始日から 1 年が経過しないとき
- ・任期満了日から 1 年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し、住民召還投票を実施した日から 1 年以内であるとき

- (エ) 住民召還投票と住民召還の確定（住民召還に関する法律第 13 条）

住民召還投票日は、公告日から 20 日以上 30 日以下の範囲の中で管轄選挙管理委員会が決める（住民召還に関する法律第 13 条第 1 項）。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第 15 条第 1 項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の 3 分の 1 以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の 3 分の 1

未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第 22 条第 1 項、第 2 項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第 22 条第 3 項）。

（才）住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第 23 条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点からその職を喪失する。

（カ）住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第 24 条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票対象者又は、住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の 100 分の 1 以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区府長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、群守、自治区府長については管轄高等法院に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

（4）住民召還の主な事例（制度導入後 10 件（2019 年 12 月 31 日現在））

- ・京畿道河南市での市長及び市議員 3 名を対象にした火葬場の建設推進にかかる争い
- ・慶尚南道咸陽郡での郡守を対象にしたゴルフ場及びヘリ格納庫の誘致にかかる争い
- ・全羅北道全州市での市長を対象にした共同住宅管理に関する監督の無能及び職務遺棄に関するもの
- ・済州特別自治道での知事を対象とした海軍基地建設推進に関するもの

5 住民投票

地方自治法は、地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えることなく重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付すことができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続等については、他の法律で定めると規定している（地方自治法第 14 条）。これに基づき 2004 年 1 月に制定され、同年 7 月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

（1）住民投票権（住民投票法第 5 条）

投票日現在 19 歳以上の住民で、投票人名簿作成基準日現在に次のいずれかに該当する者には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外）。住民投票ができる者の総数は、前年度 12 月 31 日現在の住民登録票及び外国人登録票により算定する（住民登録法第 9 条第 3 項）。

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格(在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通じ継続居住できる場合を含む)を備えた外国人として地方自治団体の条例が定める者

(2) 住民投票の対象（住民投票法第7条第1項）

住民に過度な負担を与えることなく重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項のうち、その地方自治団体の条例で定めた事項を住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反であつたり裁判中である事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

ウ 地方自治団体の予算・会計・契約及び財産管理に関する事項と地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は減免に関する事項

エ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項

オ 他の法律により、住民代表が直接意志決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない）

カ 同一事項（その事項と趣旨が同じ場合を含む）に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例（住民投票法第8条）

原則として、国家政策については住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置・分合又は区域変更、主要施設の設置など、国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要と認める時には、あらかじめ行政安全部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付することを要求できる。この場合、住民投票に付することを要求された地方自治団体の長は30日以内に当該地方議会の意見を聴かなければならない。

(5) 住民投票の実施要件（住民投票法第9条）

地方自治団体の長は、住民又は地方議会の請求によるところや、職権により住民投票を実施することができる。

19歳以上の住民のうち、住民投票法第5条第1項の各号のいずれか一つに該当するもの（同項各号外の部分但し書きに従い、住民投票権がないものは除外する。以下「住民投票請求権者」）は、住民投票請求権者総数の20分の1以上、5分の1以下の範囲内で地方自治団体の条例として定められた数以上の署名をもってその地方自治団体の長に住民投票の実施を請求することができる。

住民投票請求権者の総数は前年度12月31日現在の住民登録票及び外国人登録票によって算定する。地方自治団体の長は、毎年1月10日までに算定された住民投票請求権者総数を公表しなければならない。

地方議会は在籍議員の過半数の出席と出席議員の3分の2以上の賛成でその地

方自治団体の長に住民投票の実施を請求することができる。

地方自治団体の長は職権により、住民投票を実施しようとする時には、その地方議会の在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得なければならない。

(6) 住民投票の発議（住民投票法第13条）

地方自治団体の長は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、遅滞なく、その要旨を公表し、管轄選挙管理委員会に通知しなければならない。

ア 住民投票法第8条第3項の規定により、関係中央行政機関の長に住民投票を発議すると通知する場合

イ 住民投票法第9条第2項又は第5項の規定により、住民投票請求が適法だと認定される場合

ウ 住民投票法第9条第6項の規定により、同意を得た場合

地方自治団体の長は住民投票を発議しようとする時には、公表日から7日以内に投票日と住民投票案を公告しなければならない。ただし、地方自治団体の長又は地方議会が住民投票請求の目的を受容する決定をした時には住民投票を発議しない。

地方自治団体の管轄区域の全部又は一部について「公職選挙法」の規定により選挙が実施される時にはその選挙の選挙日前60日から選挙日までの期間の間には住民投票を発議することができない。

(7) 住民投票結果の確定（住民投票法第24条）

住民投票に付した事項は住民投票権者総数の3分の1以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。ただし、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、賛成と反対の両者を全て受容しないか、両者択一の対象となる事項全てを選択しないこととして確定されることとする。

ア 全体得票数が住民投票権者総数の3分の1に満たない場合

イ 住民投票に付した事項に関する有効得票数が同数である場合

全体得票数が住民投票権者総数の3分の1に満たない時には開票をしない。

管轄選挙管理委員会は、開票が終わった時には、遅滞なく、その結果を公表した後、地方自治団体の長に通知しなければならない。

地方自治団体の長は、住民投票の結果の通知を受けた時には、遅滞なく、これを地方議会に報告しなければならず、国家政策に関する住民投票である時には関係中央機関の長に住民投票結果を通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票結果確定した内容のとおり行政・財政上の必要な措置をしなければならず、確定した事項に対し、2年以内に変更したり新しい決定をすることができない。

(8) 住民投票訴訟等（住民投票法第25条）

住民投票の効力に関して、異議がある住民投票権者は、住民投票権者総数の100分の1以上の署名で住民投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願ができる。

る。この請願に対する結果に不服があるものは、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に特別市、広域市、道においては、大法院に、市、郡、自治区においては、管轄高等法院に訴訟を提起することができる。

住民投票に関する請願及び訴訟の手続に関しては、住民投票法に規定されている事項を除いては、「公職選挙法」第 219 条から第 229 条までの規定中、地方自治団体の長及び議員に関する規定を準用する。

(9) 住民投票経費（住民投票法第 27 条）

住民投票事務に必要な次の各号の経費は、住民投票を発議した地方自治団体の長が属する地方自治団体が負担する。

- ア 住民投票の準備・管理及び実施に必要な経費
- イ 住民投票公報の発行、説明会などの開催及び不法投票運動の取り締まりに必要な経費
- ウ 住民投票に関する請願及び訴訟と関連する経費
- エ 住民投票結果に対する資料の整理、その他住民投票事務の管理のための管轄選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

地方自治団体は、上記経費を住民投票発議の日から 3 日以内に管轄選挙管理委員会に納付しなければならない。

住民投票経費の算出基準・納付手続・納付方法・執行・会計検査及び返還、その他に必要な事項は、中央選挙管理委員会規則で定める。

(10) 住民投票の主な事例（制度導入後 10 件（2019 年 12 月 31 日現在））

- ・慶尚南道居昌郡の拘置所新築事業に関する住民投票
- ・江原道平昌郡の廃棄物処理場に係る住民支援基金の分配方式に関する住民投票

第 4 節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

1 民願とは

(1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」（民願処理に関する法律第 2 条第 1 号）を言い、日本の行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願処理に関する法律施行令第 2 条第 2 項）。

ア 一般民願

（ア）法定民願

法令・訓練・例規・告示・自治法規などで定められた一定の要件により認可・許可・承認・特許・免許などを申請したり、帳簿や台帳などに登録・登載を申請又は、申告したり、特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明を申請する民願

(イ) 質疑民願

法令・制度・手続など行政業務に関する行政機関の説明や解説を要求する民願

(ウ) 建議民願

行政制度及び運営の改善を要求する民願

(エ) その他民願

行政機関に単純な行政手続又は形式要件などに対する相談・説明を要求したり、日常生活で発生する不具合事項について知らせるなど、行政機関に特定の行為を要求する民願

イ 苦情民願

「腐敗防止及び国民権益委員会の設置と運営に関する法律」第2条第5号による苦情民願（行政機関等の違法な制度や不作為等により国民の権利を侵害した場合や、軍関連の義務に関するものなど国民に不便や負担を与えた場合等）

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に対し処分等特別な行為を要求する個人・法人又は団体」（民願処理に関する法律第2条第2項）のことをいう。

2 民願事務の処理

(1) 申請

民願の申請は、軽微な案件を除き原則として文書（「電子政府法」第2条第7号による電子文書を含む。）で行わなければならない。

民願人又はその委任を受けた者が直接訪問する必要がない民願は、ファックス・インターネットなど情報通信網又は郵便などで申請することができる。（民願処理に関する法律施行令第5条）

(2) 受付

民願は行政機関の長が設置する民願室で受け付けており、行政機関の長は民願の申請を受けた時には、他の法令に特別な規定がある場合を除き、その受付を保留、拒否することができず、受付された民願文書を不当に送り返してはならない。

行政機関の長は民願を受付した時には、該当民願人に受付証を出さなければならぬ。なお、民願人が直接訪問せず申請した民願や処理期間が「即刻」である民願など大統領令で定められた場合には、受付証交付を省略することができる。（民願処理に関する法律第9条）

行政機関の長は、民願を受付・処理する時には民願人に関係法令等で定められた具備書類以外の書類を追加で要求してはならない。（民願処理に関する法律第10条）

行政機関の長は申請書の記載事項をその民願の処理に必要な最小限の範囲でに限定しなければならず、民願人が申請書を簡単に作成できるように申請書式を明確にしなければならない。また、申請書及び必要書類の部数も必要最少限にしなければならない。（民願処理に関する法律施行令第7条）

(3) 民願文書の移送

民願室で受け付けられた民願文書中、その処理が民願室の主管に属さないものについては、1勤務時間以内にこれを処理主務部署に移送しなければならない。ただし、処理主務部署がかなり離れているなど特別な事由があり、1勤務時間以内に移送することが難しい場合は、3勤務時間以内に移送することができる。(民願処理に関する法律施行令第13条)。

(4) 処理期間

ア 法定民願の処理期間など(民願処理に関する法律第17条)

行政機関の長は、法定民願を迅速に処理するため、行政機関に法定民願の申請が受付された時から処理が完了される時までの所要処理期間を法定民願の種類別に事前に定め、公表しなければならない。

行政機関の長は、処理期間を定めるときには、受付機関・経由機関・合意機関及び処分機関など、各機関別に処理期間を区分し、定めなければならない。

イ 質疑民願などの処理期間など(民願処理に関する法律第18条)

質疑民願・建議民願・その他民願及び苦情民願の処理期間及び処理手続などに関しては、大統領令で定める。

(ア) 質疑民願の処理期間など(民願処理に関する法律施行令第14条)

行政機関の長は質疑民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、次の各号の期間以内に処理をしなければならない。

a 法令について説明や解説を要求する質疑民願: 14日以内

b 制度・手続など法令外の事項に関する説明や解説を要求する質疑民願: 7日以内

(イ) 建議民願の処理期間等(民願処理に関する法律施行令第15条)

行政機関の長は、建議民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、14日以内に処理しなければならない。

(ウ) その他の民願の処理期間など(民願処理に関する法律施行令第16条)

行政機関の長は、その他民願を受付した場合には、特別な事由がなければ、即刻処理しなければならない。

行政機関の長は、口述又は電話で申請されたその他民願を処理する場合には、民願処理簿に記録する手続を省略することができる。

上記にも関わらず行政機関の長は該当期間の特性を考慮し、その他民願の処理機関及び処理手続などを別に定め、運用しなければならない。

(エ) 苦情民願の処理など(民願処理に関する法律施行令第17条)

行政機関の長は、苦情民願を受付した時には、特別な事由がなければ、7日以内に処理しなければならない。

行政機関の長は、民願人が同一の内容の苦情民願を再度提出した場合には、監査部署などによりこれを調査しなければならない。

行政機関の長は、処理した苦情民願の内容が適当な理由があると認められる時には遅滞なく、原処分の中止・変更など適切な処置をし、これを民願人に通

知しなければならない。

行政機関の長は苦情民願の処理のために必要な場合、14日の範囲で実施調査などをすることができます。しかし、やむを得ない事由で14日内に実施調査などを完了することが難しいと認定される場合には7日の範囲でその期間を1回だけ延長することができる。

(5) 関係機関・部署間の協力

民願を処理する主務部署は民願を処理する際に関係機関・部署の協力が必要な場合には、民願を受理した後遅滞なく、その民願の処理期間内で返信期間を定め協力を要請しなければならず、要請を受けた機関・部署は、その返信期間内にこれを処理しなければならない。

協力要請を受けた機関・部署は、返信期間内にその民願を処理することができない特別な事情がある場合には、その返信期間の範囲内で一回だけの期間を延長することができる。

(6) 民願書類の補完・取り消しなど（民願処理に関する法律第22条）（民願処理に関する法律施行令第24条）

行政機関の長は受付した民願文書に補完が必要な場合には、相当の期間を定め、遅滞なく民願人に補完を要求しなければならない。

民願人は該当民願の処理が終結される前には、その申請の内容を補完、変更又は取り消しすることができる。しかし、他の法律に特別な規定がある場合や、その民願の性質上、補完・変更又は取り消しすることができない場合にはその限りではない。

行政機関の長は民願人に民願書類の補完を要求する場合には、文書又は口頭で行うが、民願人が要請する場合には文書でしなければならない。

補完要求を受けた民願人が、期間内に補完をすることができないことを理由に補完機関の延長を要請する場合には、行政機関の長は、これを考慮し、もう一度補完期間を決めなければならない。ただし、民願人は補完期間の延長を要請する際には、補完に必要な期間を明らかにしなければならない。また、期間延長要請は2回に限定する。

行政機関の長は、民願人が決めた補完期間又はもう一度決めた補完期間内に民願文書を補完しない場合には10日以内の期間を決めて、もう一度補完を要求することができる。

(7) 民願文書の返還など（民願処理に関する法律施行令第25条）

行政機関の長は民願人が期間内に民願書類を補完しない場合には、その理由を明らかにし、受け付けた民願文書を差し戻すことができる。

行政機関の長は民願人の所在地が明らかでなく、補完要求が2回にわたり返送された場合には、民願人が民願を取り下げたこととみなし、これを終結処理することができる。

(8) 処理担当者の明示（民願処理に関する法律施行令第31条）

行政機関の長が民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長、処理遅延事由の通知、処理進行の状況の通知、処理結果の通知等をするときには、その担当者の所属・姓名及び連絡先を案内しなければならない。

(9) 処理進行状況の通知（民願処理に関する法律施行令第 23 条）

行政機関の長は民願が受付された日から 30 日が経過したのに処理が完了されない場合、又は民願人の明示的な要請がある場合には、その処理進行状況と処理完了予定日などを記した文書を民願人に交付したり、郵便などの方法で通知しなければならない。通知は、民願が受け付けられた日から 30 日が経過するごとに通知することを原則とする。

民願人にインターネットホームページなどに民願の処理進行状況などが公開されることが事前に案内されている場合は通知を省略することができる。

(10) 処理結果の通知（民願処理に関する法律第 27 条）

- ア 行政機関の長は、受付された民願について処理を完了したときには、その結果を民願人に文書で通知しなければならない。しかし、その他民願の場合と通知に迅速さを要したり、民願人が要請するなど大統領令で定められる場合には口述又は電話で通知することができる。
- イ 行政機関の長は、民願の処理結果を通知するときに民願の内容を拒否する場合には拒否理由と救済手続と一緒に通知しなければならない。
- ウ 行政機関の長は、民願の処理結果を許可書・申告済み証・証明書などの文書として民願人に直接交付する必要がある時には、その民願人又はその委任を受けたものに確認した後に、これを交付しなければならない。

(11) 拒否処分の不服申請（民願処理に関する法律第 35 条）

法定民願について行政機関の長の拒否処分に不服がある場合は、その拒否処分を受けた日から 60 日以内にその行政機関の長に文書で異議申請をすることができる。

行政機関の長は異議申請を受けた日から 10 日以内にその異議申請について認容の可否を決定し、その結果を民願人に遅滞なく文書で通知しなければならない。しかし、やむを得ない事由で決められた期間内に認容の可否を決定することができないときには、その期間の満了日の次の日から起算して、10 日以内の範囲で延長することができ、延長事由を民願人に通知しなければならない。

民願人は異議申請をするか否かに関わらず、「行政審判法」により行政審判又は「行政訴訟法」により行政訴訟を提起することができる。

(12) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定（民願事務処理に関する法律第 31 条）

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、当該部署に関係機関等の協力を通じ、民願事項を一括処理させるようにすることができる。

イ 民願書類の一括提出（民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 1 項）

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第35条第2項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括受付・処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧することができるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

(13) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願処理に関する法律第23条第1項）

行政機関の長は、民願人が同一内容の民願（法定民願を除く）を正当な事由無く3回以上反復し提出した場合には、2回以上その処理結果を通知し、その後に受付される民願については、終結処理をすることができる。

イ 重複民願の処理（民願処理に関する法律第23条第2項）

行政機関の長は、2つ以上の行政機関に提出した同一内容の民願を他の行政機関から移送を受けた場合にも2回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理することができる。

ウ 同一内容の民願であるかどうかの判断について（民願処理に関する法律第23条第3項）

行政機関の長は、同一内容の民願であるかどうかについては該当民願の性格、以前の民願との内容との類似性・関連性及び以前の民願と同一の答えをするしかない事情などを総合的に考慮し、決定しなければならない。

(14) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは5世帯以上の共同理解と関連し、5人以上が連名で提出する民願である。

多数人関連民願を申請する民願人は連名簿を原本として提出しなければならない。（民願処理に関する法律第24条第1項）

行政機関の長は多数人関連民願が発生した場合には迅速・公正・適法に解決されるように処置しなければならない。（同上第2項）

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策をとらなければならない。（民願処理に関する法律施行令第27条第1項）

行政機関の長は、多数人関連民願を効率的に処理し、管理するために多数人関連民願の処理状況を確認・分析しなければならない。（同上第2項）

3 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願便覧を閲覧することができるよう民願室に民願便覧を設置したり、コンピューターを設置するなど、必要な処置を行わなければならない。（民願処理に関する法律第13条、民願処理に関する法律施行令第10条第1項）

民願便覧には、民願の種類別の申請書式、必要書類、処理主務部署、経由機関・

協議機関、処理手続、処理期間、審査基準、手数料、その他、民願に関する案内に必要な事項を明記しなければならない。(民願処理に関する法律施行令第10条第2項)

(2) 民願処理基準表の告示

行政安全部長官は民願人の便宜のために関係法令等に規定されている民願の処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願処理基準表を設置し、官報に告示し、「電子政府法」第9条第3項により総合電子民願窓口に掲示しなければならない。(民願事務処理に関する法律第36条)

(3) 民願事務処理基準表調整など

行政安全部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務簡素化のため必要と認められるときには、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならず、中央行政機関の長は、民願処理基準表の調整又は、変更された内容により関係法令などを遅滞なく改定・整備しなければならない。(民願事務処理に関する法律第37条)

4 民願事務審査官制度

(1) 民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属公務員の中から民願事務審査官を選任し、民願事務処理状況の確認・点検をしなければならない(民願事務処理に関する法律第25条)。業務があまりにも多かったり、特別な専門性が必要だと判断される場合には、分任民願審査官を指定し、民願審査官の業務を分け、任せることができる。(同法施行令第28条第1項)

(2) 職務内容

民願事務審査官は、民願事務の処理状況を隨時確認・点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長(民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員)へ催促状を発給しなければならない。

また、民願審査官は、多数人民願の処理状況を確認・点検し、その結果を所属行政機関の長に隨時報告しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第2項、第3項)

5 民願処理状況の確認・点検(民願処理に関する法律施行令第22条)

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月1回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、法令違反事実を発見したり、履行状況が不十分だと判断される場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある職員などに対し懲戒その他の必要な措置をしなければならない。

また、確認点検の結果、民願処理が優秀だと判断される職員や部署に対しては褒章することができる。

6 電子的民願

(1) 沿革

行政安全部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C : Government for Citizen）システム」を2002年11月1日から開始し、2003年3月から、市、郡、区のホームページとG4Cを連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようにした。2012年からは「民願24」の名称を使用している。

また、行政安全部は2017年、国民の利便性向上のため、各行政機関等のそれぞれのサイトで提供されていたサービスを統合した政府サービス統合ポータルサイト「政府24」を構築し、民願だけでなく様々な行政サービスを一つのシステムで確認・利用できるようにした（2020年11月に「民願24」のサービスは終了し、「政府24」へ統合）。

(2) 概要

ア 特徴

国民誰でも行政機関を訪問せずに自宅・オフィス等どこでも、24時間365日、インターネットで必要な民願を案内され、申請、発行、閲覧できる。

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、訪問して直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

イ 提供サービス

(ア) 民願案内

法律で規定されている全ての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス（転入届など約5,000種）

(イ) インターネット閲覧民願

画面上で閲覧ができるサービス（個別住宅価格確認など約22種）

(ウ) インターネット発給民願

画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（住民登録謄抄本など約1,208種）

ウ 成果

「民願24」のサービス開始（2002年）以降の経済的效果を換算すれば、時間給・交通費等で年間1兆5千億ウォン以上の経済・社会的費用が節減され、交通利用及び紙使用の減少で約2万2千トンの炭素排出量節減効果をもたらしたとされる。

また、約1,000万人の国民が利用する世界最高水準のオンライン政府民願ポータルサイトとして、2011年「国連公共行政賞（PSA : Public Service Award）」優秀賞を受賞、また国務総理室規制改革成果のうち「国民が選ぶベスト10」の1位に選出、2012年には行政自治部代表優秀政策のうち国民が選ぶ最優秀政策として選定され、毎年実施される満足度調査の結果でもますます高い評

価を受けている。

(3) 法的根拠

ア 民願事務等に係る紙文書の電子文書化（電子政府法第7条）

行政機関等の長は、当該機関で処理する民願事務について、関係法令により紙文書で申請、届出、提出など（以下、「申請等」）をするよう規定している場合でも、電子文書で申請等をすることができるようできる。また、行政機関等の長は、民願事務などを処理する場合に、その処理結果を関係法令により紙文書で通知、助言、告知など（以下、「通知等」）をするよう規定している場合でも、民願人が希望した場合や電子文書で申請等した場合には、電子文書で通知等を行うことができる。

なお、電子文書で申請等及び通知等をする場合には、あらかじめインターネットでその種類及び処理手順を公開しなければならない。

イ 電子民願窓口の設置（電子政府法第9条）

行政機関等の長は、民願人が直接訪問せずに民願事務などを処理できるよう諸条件（関係法令の改善、必要な設備やシステムの構築など）を用意しなければならない。

行政機関等の長は、訪問によらない民願処理制度を構築するため、インターネットに電子民願窓口を設置・運営することができる。

中央事務管掌機関（中央行政機関、その所属機関及び地方自治団体に対しては行政安全部）の長は、行政機関等の電子民願窓口の設置・運営を支援し、これを組み合わせた統合電子民願窓口を設置・運営することができる。

ウ 統合電子民願窓口を通じた生活情報の提供（電子政府法第9条の2）

行政安全部長官は、民願人が同意した場合にのみ、民願人に中央行政機関等が保有する生活情報の閲覧サービスを提供することができる。この場合、行政安全部長官は他の中央行政機関等の長と協議のうえ、統合電子民願窓口と他の中央行政機関等の情報システムを連携させることができる。

7 無人民願発給窓口（民願処理に関する法律施行令第28条）

行政機関の長は、無人民願発給窓口を通じて民願文書（他の行政機関所管の民願文書を含む）を発給することができる。無人民願発給窓口とは行政機関の長が行政機関や公共の場などに設置し、民願人が直接民願文書の発給を受けられるようとする電子機器をいう。

民願文書を発給する場合には、手数料を減免することができる。また、発給できる民願文書の種類は、行政安全部長官が関係行政機関の長との協議を経て決定・告示する。なお、2019年12月現在、住民登録謄本等90種類の文書を無人民願発給窓口で発給できる。